第５５５６号　令和６年３月２６日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　告　　示　　ページ

○　特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】　2

◇　公　　告

○　開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】　3

○　地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成（２件）【建設局総務用地部総務課】　4

◇　雑　　報

○　北九州市営住宅の一部の管理代行【北九州市住宅供給公社事務局総務課】　6

北九州市告示第９８号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第１５条第１項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和６年３月２６日

北九州市長　武　内　和　久

１　指定する形質変更時要届出区域

北九州市若松区響町一丁目９４番４の一部

２　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

３　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

４　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第５８条第５項第１０号から第１３号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第５８条第５項第１２号（埋立地管理区域）に該当

北九州市公告第１９７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和６年３月２６日

北九州市長　武　内　和　久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区陣原四丁目９０８番２８、９４１番２及び９４１番４から９４１番８まで	北九州市小倉北区明和町９番１号 株式会社海王 代表取締役　竹下晃平

北九州市公告第１９８号

地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号。以下「準則」という。）第３０条第２項の規定により同項に規定する筆界案（以下「筆界案」という。）を作成したので、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和６年３月２６日

北九州市長　武　内　和　久

１　筆界案を作成した土地の所在及び地番

北九州市小倉南区中吉田四丁目１６７５番１０

北九州市八幡西区本城東二丁目６６８番１１

２　筆界案を確認することができる場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）

３　筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

４　筆界案の作成者

北九州市

５　意見の申出

令和６年３月２６日から同年４月１５日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後５時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第３０条第３項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市公告第１９９号

地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号。以下「準則」という。）第３０条第２項の規定により同項に規定する筆界案（以下「筆界案」という。）を作成したので、同条第４項の規定により次のとおり公告する。

令和６年３月２６日

北九州市長　武　内　和　久

１　筆界案を作成した土地の所在及び地番

北九州市小倉南区中吉田五丁目１６０４番

２　筆界案を確認することができる場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市建設局総務用地部総務課（地籍係）

３　筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

４　筆界案の作成者

北九州市

５　意見の申出

令和６年３月２６日から同年４月１５日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間、市長に対して意見を申し出ることができる。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第３０条第４項の規定により筆界の調査を行う。

北九州市住宅供給公社公告第１号

公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第４７条及び北九州市営住宅条例（平成９年北九州市条例第３４号）第６８条の規定により、北九州市営住宅の一部を北九州市に代わって管理することとなったので公告します。

令和６年３月２６日

北九州市住宅供給公社
理事長　村　上　純　一

管理を代行する施設	管理を代行する期間
北九州市営住宅条例第２条第１号に規定する公営住宅及び同条第４号に規定する共同施設のうち、公営住宅に係るもの	令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで